

# 町村週報

(町村の購読料は会費  
の中に含まれております)

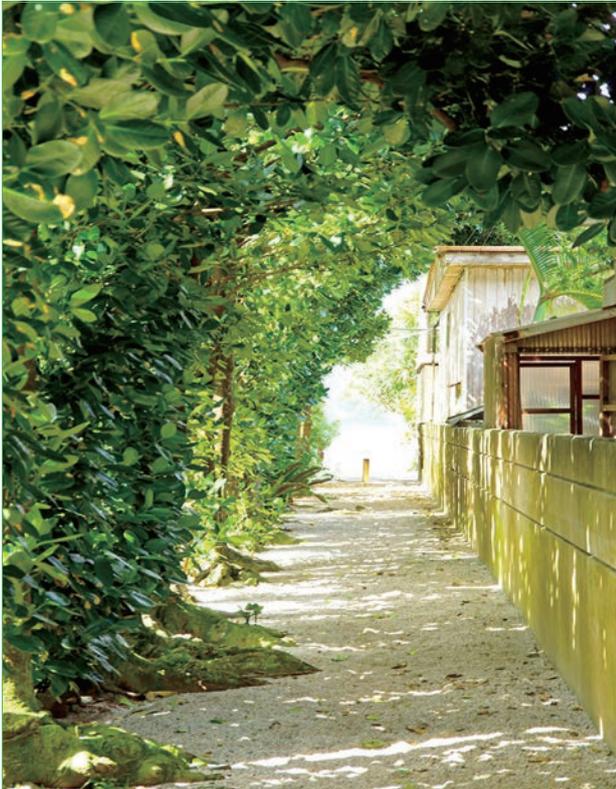
## 3214号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp>



国直海岸からの潮風が通り抜ける大和村・国直集落のフクギ並木 (鹿児島県大和村)

### コラム

## 「集落」というまとまり

東洋大学国際学部国際地域学科教授

沼尾波子

先日、奄美大島の和村を訪問する機会を得た。1908年の誕生以来114年間続くこの村には、強い絆で結ばれた11の集落がある。その1つである国直集落に滞在した。

国直集落は人口111名、世帯数67(2022年7月)で、国直海岸に接する自然豊かな地域である。ここはフクギ並木やNHK大河ドラマ西郷どんのロケ地となった宮古崎を擁する自然豊かな地域であり、国直沖ではサンゴの産卵もみられる。豊かな自然環境を保全しつつ、人々

の生活を支える稼得機会をどう確保するか。国直集落では、地元のNPOとともに、地域資源の保全と、住民主体の体験交流に取り組む。イタリアのアルベルゴ・デイフーズ(町全体を宿泊施設と捉え宿泊機能を分散する)の発想を取り入れ、「集落まるごと体験交流」という新たな観光・交流のスタイルを模索している。

体験交流では「海辺で楽しむ」「里山を楽しむ」「集落を楽しむ」「島料理を楽しむ」という4つのコンセプトを掲げ、51の体験メニューを用意する。

体験ツアーの案内人は漁師、農家、主婦、唄者など地元の方々で、地域の風土や文化の営みにかかわる面白い人がいたら、その人を軸にプログラムを構築する。地元の伝統的な漁法によるトビウオ漁体験など、希少かつ魅力的なプログラムが並ぶ。

体験交流により地元の暮らしが壊れることのないよう、住民へのアンケートとワークショップを重ね、ローカルルールも策定した。ごみの増加、夜間の騒音、治安の悪化といった懸念に対し、集落清掃活動の実施、夜間10時以降は外で騒がないというルールの制定、キャンプ実施の際の区長届け出、集落内の車の走行速度の20キロ制限ルールなど、独自の決まりをつくり、皆でこれを守る。

集落をサポートするNPO法人の名称「TAMASU」は奄美の方言で「大切な地域の宝物を皆で守り、平等に恩恵を分かち合う」という意味を持つ。世界自然遺産認定後も、住民自治を核に、風土と文化の保全・継承を図りつつ、観光・交流に向けた模索が続く。

集落に滞在し、その絆を垣間見、自然豊かな暮らしのお裾分けをいただくなかで、「集落」という単位は、地域の自然や風土と結びついた1つのまとまりであると再認識した。

いま、農業センサスの集落調査を廃止する議論が進んでいると聞く。各地の集落の存続と継承は、多様で魅力ある国土の保全にも資する。「集落」を単位とした全数調査による実態把握は、豊かな国土づくりに向けた政策を考える上で欠かせないと感じる。

### 写真キャプション

「福を呼ぶ木」とも言われているフクギ。そんな緑柱の良い木の並木道「フクギ並木」が、奄美大島の国直集落にある。フクギは昔から、防風林・防火林として家を守ってきた木で、火事や台風などの災害から集落を守り続けてきた奄美群島などでは馴染み深い木だ。また「フクギ並木」のある道はカミミチ(神道)と言う。木の間から差し込む陽射しや国直海岸からの潮風が通り抜けるフクギ並木は、癒しのパワースポットである。

### もくじ

- 政策 「宅地造成及び特定盛土等規制法」(盛土規制法) について  
～危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制～  
国土交通省都市局都市安全課 ..... (2)
- フォーラム 風土を活かした持続可能なまちづくり  
～憩うまちこうみ「リ・デザインセラピー」～=長野県小海町 ..... (6)
- 情報 町村ご当地キャラじまん ..... (9)
- 随想 人生のターニングポイント ..... 宮城県山元町長 橋元 伸一 ..... (11)

# 「宅地造成及び特定盛土等規制法」 （盛土規制法）について

## ～危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制～

### 国土交通省都市局都市安全課

#### 1 はじめに

令和3年7月1日からの大雨により、静岡県熱海市において土石流災害が発生し、甚大な人的・物的被害をもたらしました。盛土の崩落が被害の甚大化につながったといわれています。

そこで、政府は、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止するため、第208回国会に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律案」を提出しました。

本法案は衆参両院での審議を経て成立し、令和4年5月27日に公布されました。

本改正法により、都市地域における宅地を造成するための盛土等を規制していた宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）は、その法律名が「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」となるほか、法律の目的を含めてその内容が抜本的に改正されました。

#### 2 盛土規制法の概要

##### 国による基本方針の策定

盛土等に伴う災害の発生防止のための対応策は、土地利用規制等多くの行政分野に及ぶものであり、それらが相互に連携しながら取組を進め

ていくことが効果的であることから、主務大臣である国土交通大臣及び農林水産大臣は、危険な盛土等への対策に関して国土全体にわたる総合的な考え方を示すとともに、関連する対応策を総覧できる基本方針を策定し、その方針のもとで、地方公共団体が規制等を円滑に実施し、各自治体によって対応にばらつきが生じることのないようにする必要があります。

##### 隙間のない規制

##### 【規制区域の指定】

(i) 規制区域の考え方

盛土等に伴う災害から人命を守るための法的に沿って、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下「都道府県知事等」という。）が、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定することとして

◀ 規制区域の指定について

#### （参考）改正前の宅地造成工事規制区域

**【規制対象】**  
● 宅地を造成するための盛土・切土

➡ **【区域指定のイメージ】**  
主に、丘陵地にある市街地（又は今後市街地になりうる土地）の区域を指定



#### 新制度による規制区域

※（下線部）：規制を強化する部分

**【規制対象】**  
● 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土  
● 土捨て行為や一時的な堆積

➡ **【区域指定のイメージ】**  
改正前の宅地造成工事規制区域に加えて、土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地を広く指定



政 策

います。

具体的には、規制区域の指定について、客観的なリスク把握に基づき行えるよう、都道府県（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市以下、「都道府県等」という。）がおおむね5年ごとに基礎調査を実施したうえで、

・盛土等に伴う崖崩れ等によって近隣の人家等に被害が生ずる蓋然性が高い市街地や集落のエリア（宅地造成等工事規制区域）

・人家等から離れた場所であっても、地形等の条件から、盛土等が崩落した場合に土砂が流下して、下方の人家等に危害を及ぼしうる斜面地のエリア（特定盛土等規制区域）

を指定することとしております。

(ii)基礎調査の実施  
盛土等に伴う災害発生のリスクを正確に把握し、規制区域の指定や盛土等に伴う災害の防止のために必要な対策を確かつ迅速に遂行できるよう、都道府県等は、おおむね5年ごとに基礎調査を実施し、定期的に土地の利用状況を把握することとしています。この調査結果等を踏まえて、必要かつ十分なエリアを規制区域に指定することとなります。

(iii)関係市町村との連携  
区域を指定するためには、それぞれの地域における土地利用の状況や

地形等の自然的条件などの情報が重要となることから、地域の実情を熟知している市町村長が規制区域の指定に関与できるよう、

指定時に、都道府県知事等が市町村長の意見を聴取すること

・市町村長側から、都道府県知事等に対して区域指定の必要性を申し出ることを  
ができることとしています。

【規制対象行為】

規制区域内で行われる一定規模以上の盛土等の行為は、都道府県知事等の許可（特定盛土等規制区域内の一定規模以下のもは届出）の対象となります。

具体的には、現行の宅地造成に伴う盛土や切土に加え、農地や森林の造成等に伴う盛土や切土、単なる土捨て行為などの土地の形質の変更にあたる行為や、土石の一時的な堆積行為も新たに規制対象となります。

盛土等の安全性の確保

【工事の許可】

工事の許可を受けようとする工事主は、許可申請に先立って、土地所有者等の全員の同意を得るとともに、周辺住民に対し、説明会の開催等により工事の内容を周知しなければならぬこととしています。

また、都道府県知事等は、許可申請があった場合、  
・災害防止のための盛土等の安全基

準（技術的基準）に適合していること

・工事主が必要な資力・信用を、工事施工者が必要な能力を有すること  
・土地所有者等の全員の同意を得ていること  
を審査することとしております。

【定期報告、中間検査の新設】

都道府県知事等の許可を受けた盛土等については、許可内容に従って適切に工事が実施されていることを確認するため、許可を受けた者に対し、工事完了時の完了検査に加え、一定規模以上の盛土等について、工事施工中の中間検査、工事の実施の状況等に関する定期報告を新たに義務付けることとしています。

なお、規制にあたっては、都道府県等が地域の実情に応じて対応できるよう、条例等により、地質や気象条件

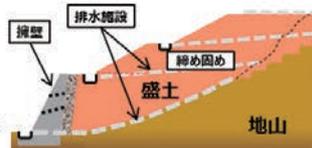
盛土等の安全性の確保について

災害防止のための安全基準の設定

<盛土・切土>

（主な安全基準）

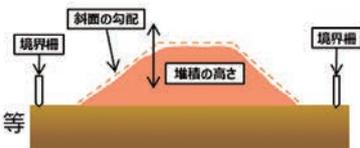
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 地盤の締め固め 等



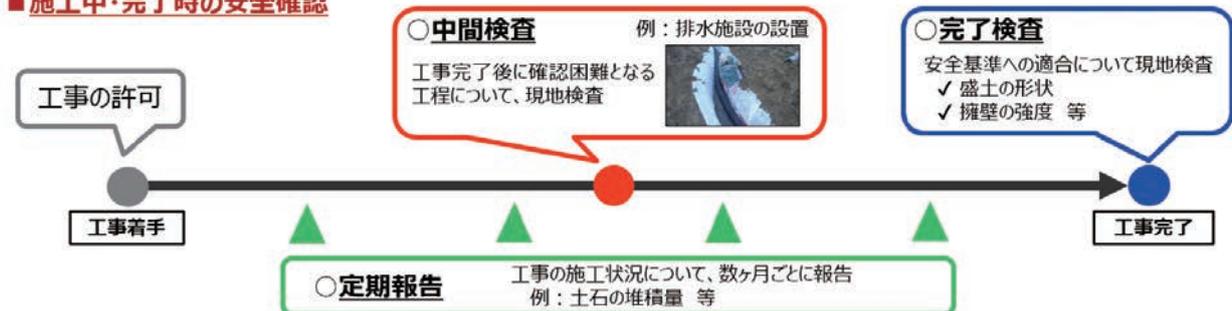
<一時的な堆積>

（主な安全基準）

- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 斜面の勾配
- ✓ 境界柵の設置 等



施工中・完了時の安全確認



工事の許可

工事着手

定期報告

工事の施工状況について、数ヶ月ごとに報告  
例：土石の堆積量 等

中間検査

例：排水施設の設置

工事完了後に確認困難となる工程について、現地検査



完了検査

安全基準への適合について現地検査  
✓ 盛土の形状  
✓ 擁壁の強度 等

工事完了

政 策

などの地域の特殊性に応じて安全基準を強化したり、中間検査の対象となる工程を追加したりすることも可能となっております。

責任の所在の明確化と危険性の確実な除去

工事完了後の盛土等の安全性を継続的に担保するため、盛土等が行われた土地（規制区域の指定前に行われたものを含む）について、土地所有者・管理者・占有者（以下「土地所有者等」という。）が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化しております。そのうえで、

都道府県知事等は、災害防止のため必要と認める場合に土地所有者等のほか、過去に盛土等を行った工事主や工事施行者、過去の土地所有者等が原因行為者であることが明らか

な場合にはその原因行為者に対して、改善命令をすることができます。また、命令の相手方を確認できない、

命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しないなどの場合には、都道府県知事等による代執行が可能となります。

また、命令の相手方を確認できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しないなどの場合には、都道府県知事等による代執行が可能となります。

また、命令の相手方を確認できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しないなどの場合には、都道府県知事等による代執行が可能となります。

また、命令の相手方を確認できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しないなどの場合には、都道府県知事等による代執行が可能となります。

また、命令の相手方を確認できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しないなどの場合には、都道府県知事等による代執行が可能となります。

例えば、現在、無許可工事や安全

基準違反については「6か月以下の懲役、30万円以下の罰金」としているところ「3年以下の懲役、1、000万円以下の罰金」とするなど、法定刑を大幅に引き上げることとしております。

また、法人が関与する違反行為については、自然人に加えて法人にも罰金刑を科すこととしており、無許可工事をはじめとする重大な違反であれば最大3億円以下の罰金刑が課されることとなります。

地方公共団体における今後の法執行体制の確立について

昨年8月から実施された盛土の総点検等により「災害危険性の高い盛土」とされた箇所については、周辺住民への周知などが重要となつてくるほか、安全性を確保するための一刻も早い対策が求められます。過去の盛土の崩落事例では、法令に基づく改善命令等が行われたケースが必ずしも多くないことから、制度の運用にあたっては、ノウハウの共有なども必要です。

また、本法律が機能するよう、現場における強固な法執行体制も求められるところ、広域自治体である都道府県と、基礎自治体である市町村とが、適切な役割分担の下、緊密に連携し対処していくことが重要となります。

さらに、盛土等の規制を実効性の

あるものとするためには、衛星写真データなどの活用も含め、日頃からの監視やパトロールによる違反行為の早期発見、関係機関での違反等に関する情報共有や行為者等に対する迅速な行政処分等の実施等の対応も重要と考えられます。特に、盛土規制法に基づく許可を受けていない土地で盛土等が行われている場合や、許可を受けたものの申請と異なる盛土等が行われている場合など、いわゆる不法盛土に対する都道府県等における対処体制をしっかりと確立するとともに、盛土規制法制度所管部局や廃棄物担当部局、警察など関係部局間の連携体制が不可欠です。

盛土規制法は、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

今後、国としては、基本方針の検討や、基礎調査及び区域指定、工事の許可、不法盛土への対応等に必要ながイドラインの検討などを進め、法施行後の都道府県等の円滑な事務の実施を促進してまいります。

担当：国土交通省都市局都市安全課 永瀬

電話番号：03-5253-8111  
(内線32355)



3 おわりに

盛土規制法は、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

今後、国としては、基本方針の検討や、基礎調査及び区域指定、工事の許可、不法盛土への対応等に必要ながイドラインの検討などを進め、法施行後の都道府県等の円滑な事務の実施を促進してまいります。

担当：国土交通省都市局都市安全課 永瀬

電話番号：03-5253-8111  
(内線32355)

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内  
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団契約を締結し、実施しているものです。
  - 集団契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。
- このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社

SJ21-00628 (2021.4.19作成)

政 策

▼盛土規制法の概要について

● 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)

背景・必要性 【公布:R4.5.27 / 施行:公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日】

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生  
→ **甚大な人的・物的被害**(令和3年7月)
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**(令和4年3月)



死者・行方不明者29名、住宅被害98棟

R3.7 静岡県熱海市

制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制  
→各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**  
(一部の地方公共団体では条例を制定して対応)



H21.7 広島県東広島市

R3.6 千葉県多古町

廃棄された土石の崩落  
死者1名、重傷者1名、住宅被害1棟

廃棄された土石の崩落  
軽傷者1名、県道通行止め

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法律の概要

●盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

- ※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「盛土規制法」
- ※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定

1. スキマのない規制

規制区域

- ◆ 都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定  
⇒ ・市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定  
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定

規制対象

- ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可**の対象に  
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

2. 盛土等の安全性の確保

許可基準

- ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**

中間検査  
完了検査

- ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、  
①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

3. 責任の所在の明確化

管理責任

- ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化**

監督処分

- ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**  
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る

4. 実効性のある罰則の措置

罰則

- ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**  
※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

【目標・効果】危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止

(KPI) ○規制区域を指定する都道府県等(都道府県、政令市、中核市)の数 ⇒ 施行後5年以内に全都道府県等

現地レポート 町村独自のまちづくり

森の中で行うヨガ。深い呼吸で自律神経を整えていく



風土を活かした持続可能なまちづくり  
「憩うまちこうみ」「リ・デザインセラピー」

長野県 小海町

小海町の概要

小海町は長野県の東部に位置し、西側に八ヶ岳連峰、町の中心部には千曲川が流れる風光明媚な町です。夏の冷涼な気候により、白菜、レタス等の高原野菜の生産が盛んで、観光のシンボルである松原湖高原は、夏は避暑地として別荘地やゴルフ場の利用者が訪れ、冬は全面結氷する湖面でワカサギ釣りを楽しむ観光客で賑わいます。

これまでの取組

長野県小海町では、地域資源を活用した持続可能なまちづくり施策「憩うまちこうみ事業」を推進しています。事業のきっかけは、平成28年度に町

民有志を中心に発足したまちづくり協議会において、関係人口創出のための

取組を模索する中で、全国的に課題となっていた働き方改革や企業の健康経営に着目したことでした。企業のメンタルヘルスケア対策として、ストレスチェックが義務化されたものの、実施後の具体的な改善策を見いだせない企業に対し、都市部にはない豊かな自然を活用した研修等で来訪を促すことが、新たな関係人口の創出につながるのではないかと考えました。企業のニーズを満たしながら、町への経済効果をもたらす仕組みとして構築したのが、憩うまちこうみ事業の核となるヘルスツーリズムプログラム「リ・デザインセラピー」です。

「気づき」のための「リ・デザインセラピー」

忙しいとき、仕事熱心な人ほど自身自身のことは後回しにして、不調やス



## フォーラム

トレスのサインに気づきにくい傾向があります。そんな「気づき」の感覚を養うために、自然の中で五感を刺激する「森林セラピー」をベースに、小海町の自然資源や食文化を活かした4つの要素「ヘリラックス、メディテーション、デトックス、コミュニケーション」を持つプログラムを構築しました。複数のプログラムを体験してさまざまな角度からアプローチすることにより、変化をすぐに受容できない状態でも少しずつ自分のペースで感覚を開くことができる点も小海町のプログラムの特徴です。

メインとなる森のセラピーウォークでは、植物に触れ、香りを感じ、水の流れる音や鳥の声に耳を澄ますことで、自分の外側にあるさまざまな刺激に意識を向けるとともに、深緑の中でリラクセスすることで自分の日常を振り返る時間を過ごします。

森の中で行うヨガでは、ゆっくり身体を動かしながら深い呼吸で自律神経を整えて、心と身体の状態に気づき、自分自身を内観する感覚(メディテーション)を体験します。

食事は、旬の野菜等を中心とした地産地消の食材をバランスよく摂取して腸内環境を整え(デトックス)、思考や睡眠に適したほど良い食事量を感じ取るきっかけになります。

滞在を通して感受性が豊かになった状態で、満点の星空の下、仲間と焚き

◀地産地消の食材を使ったセラピー食



火を囲めば、日常とは異なる視点や感性での話題が生まれコミュニケーションを深めることができます。

これらのプログラムについてはパッケージ化しておらず、企業のニーズや目的、日程に応じて柔軟に対応しており、他にもワカサギ釣りや農業体験、町民や役員職員との交流等リクエストがあった際も、オーダーメイドのプログラムとして提供できる体制を整えています。

### 担い手は町民セラピスト

事業立ち上げから7年目となる現在、町役場の中に事務局を設置し、役

◀深緑の中で行われるセラピーウォーク



場職員と地域おこし協力隊がプログラム構築や企業との折衝、スケジュール調整、新規の協定企業獲得に向けた営業活動を担当をしています。さらに、今年度から新たに「地域プロジェクトマネージャー」が加わったことで協定企業の新たな事業提案への対応やセラピープログラムの開発が期待されます。

各プログラムの担い手となる「セラピスト」は町民の公募制で、研修を重ねて基準を満たせばセラピストとして認定され、企業受入れの際には有償でセラピーを担当します。町民にとっては自然も文化も身近にある生活の一部ですが、来訪者と触れ合う中で改めてその価値を再認識して知識を深めると

ともに、フィールド整備やごみ拾い等を積極的に行う中で、セラピスト同士の横のつながりもでき、新たなコミュニケーションの場としても機能しています。

### 町と企業とのコミュニケーション

事業当初より個人客のプログラム受入れを行っておらず、BtoBの事業として企業と町が協定を結び、「町と企業の協働による双方の活性化」を目指しています。令和4年3月末現在の協定企業は19社、関わり方は企業によってそれぞれ異なっています。新人やキャリア研修、経営会議、福利厚生等で来訪するほか、特産品の発送やふるさと納税の利用、企業主催による町内イベント開催等、多岐にわたっています。

また令和元年度には、松原湖畔の旧食堂の建物が、協定企業のニーズに応える形で、憩うまちこうみ拠点施設としてリノベーションされました。

森林プログラムのフィールドでもある松原湖畔での研修やリモートワークにも利用でき、企業の従業員の皆さまからは大変好評です。

働き方が多様化し、在宅勤務によるストレス対策や社員間のコミュニケーションが新たな課題となっており、今後の活用についてモニターツアー等を行いながら、企業との意見交換や試験

フォーラム

森林サービス産業モデル  
地域に選出

運用を重ねています。

令和2年度には、国土緑化推進機構による森林サービス産業モデル地域に選定され、4泊5日の自然環境でのワーケーションを想定した効果測定を実施しました。アンケート形式による主観的回復感、活力度、生活習慣、睡眠状態の数値が滞在後には改善しており、生産性テストの評価も向上、不安抑うつ尺度および人生満足度尺度では、滞在2カ月後まで長期的に改善の傾向が見られました。



拠点施設での企業研修風景

こうしたエビデンスは今後の利用に際して指標となることが期待されます。同時に、セラピーの効果を可視化するうえでも重要なと考えておりますので、引き続き利用者の皆さまにご協力いただきながら、測定データを収集し、各プログラムのさらなる質の向上を図っていきたいと思います。

憩うまちこうみのこれから

この事業をきっかけに新たな展開も生まれています。

協定企業の提案に端を発した「ワイン用ブドウ栽培」には、事業に携わる地域おこし協力隊を募集したところ20代の4名の地域おこし協力隊から応募があり、協定企業の従業員の間と交流をしながら小海産ワインの醸造を目標に日々事業に取り組んでいます。また、都内のIT企業が支店をつくり、町内で使用されていなかった養殖場を整備してイワナの養殖を行う等、少しずつですが、町にも活気が生まれつつあります。

さらに、企業版ふるさと納税を活用して、ゼロカーボンシティに向けての施策を町とともに進めたいという企業も現れました。

コロナをきっかけにこれまで当たり前であった日常や価値観は大きく変わりました。これからの行政には、社会の変化に敏感となり、いち早く対応し



リノベされた憩うまちこうみ拠点施設

ていくことが求められます。

今後は、これまでコロナ感染拡大の影響もあり開催できませんでしたでしたが、協定いただいた企業の皆さまが一堂に会し、町をフィールドにした新しい取組の構築ができる機会を創出しながら、この事業のコンセプトでもあります「訪れる人すべてが憩えるまち」実現に向け、関係者と事業の拡充を進めてまいります。

小海町長 黒澤 弘

災害対策に  
役立っています！

災害対策費用保険制度 をご活用ください

近年、自然災害が増加し、毎年多くの避難指示等の発令がなされていますが、発令の約9割以上が災害救助法の適用にいたっていません。未適用となり、住民の避難のために発生した費用は、すべて自治体の財源で賄わなければなりません。その財政負担を軽減するのが、「災害対策費用保険制度」です。

保険料は普通交付税措置されていますので、想定外の自然災害に備え、ぜひ本制度をご活用ください。



◎応急救助等にかかる費用が対象

(災害救助法の適用を受けた災害は対象外)



◎新型コロナウイルス対策費用も対象

(感染症対策としてホテルを借りる費用、マスク・消毒液等の費用)

- 補償内容の詳細は「町村.com」をご覧ください。  
(<https://www.zck.or.jp/choson/>)
- 加入の申し込み、お問い合わせはお近くの都道府県町村会までご連絡ください。

# 町村

# ご当地キャラじまん

Vol.104

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。今回は、西ブロック(中国・四国・九州・沖縄)からピックアップ。

西ブロック



海田町のひまわり畑で生まれた男の子。誕生日はひみつ。一番の宝物は、ひまわりの種。夏が大好き。海田町がたくさんのひまわりであふれることを夢見ています。



町花ひまわりのPRキャラクター

ヒマ太君

広島県海田町

平成16年度(2004年度)、海田町教育委員会主催の「子どもまちづくり講座」において、町花「ひまわり」のマスコットキャラクターを募集し、選出されたのが「ヒマ太君」です。モチーフとした「ひまわり」の明るく健康でたくましい姿を愛嬌のあるフォルムで表現して、夢と希望を秘めて発展する町を象徴する花の化身として誕生しました。以来、住民団体によって活用されてきましたが、令和元年(2019年)6月、「ヒマ太君」は、「町花ひまわりのPRキャラクター」に就任。町の刊行物やチラシなどには、必ずと言っていいほど「ヒマ太君」が登場しています。今では、役場庁舎をはじめとする町内の公共施設、保育園、幼稚園、小中学校に「ヒマ太君」のぬいぐるみが常駐するほど、町民に親しまれ、愛される存在となっています。

大町町公式マスコットキャラクター

ポタくん・ころくちゃん

佐賀県大町町

「ポタくん」と「ころくちゃん」は、平成26年(2014年)に、大町町公式マスコットキャラクターとして誕生しました。「ポタくん」は、平成25年(2013年)にポタ山わんぱく公園の工事中に見発見された石がモチーフ。公園に咲く桜のように、頭に満開の桜の木がのこして、「ぼたあ…」が口癖です。一方、「ころくちゃん」は、町ゆかりの藤原道近の妻・黄金姫が祀られている「藤八の観音」に、長寿の滝で身を清め、その水で煎じたお茶を供えると安産祈願になるとの伝説が由来となっています。チャームポイントは、左目の下にある泣きぼくろなのだとか。2人で「ふるさと大町納涼祭り」などの町主催のイベントに参加しながら、ご当地グルメの「炭釜焼き豚」「たるめん」などもアピール。これからも大町町の魅力を2人仲良く発信していきます。



ポタくん(写真右):4月27日、ポタ山わんぱく公園生まれの男の子。マイペースな性格で、趣味は登山。ころくちゃん:6月26日生まれ。明るく元気な性格の女の子。甘いものと神社巡りが大好き。おなかを触って安産祈願ができる。

東串良町マスコットキャラクター

ルピノン

鹿児島県東串良町



1989年4月生まれ。花の妖精で、永遠の少年。好きな場所は相模海岸のルピノン畑。町主催のイベント等に参加することが多いが、神出鬼没なため、会った瞬間に消える。

平成元年(1989年)に始まった「ルピノン・ジョギング大会」のマスコットキャラクターを公募し、誕生した「ルピノン」。古代アテネ軍が襲撃したペルシャ軍をマラトンの野で打ち破った際、その勝利を告げようと約40kmを走り通したという少年兵士の故事がモチーフとなつています。名前は、町花・ルピノンから命名。そのため、背中に黄色い花のルピノンを背負っていたり、手に持っていたりと、常にともあります。ご当地キャラクターとしては古参の「ルピノン」ですが、着ぐるみが登場したのは、町制施行80周年の平成25年(2013年)と、つい最近のこと。以来、町主催のイベントや行事に積極的に参加し、町や町特産品のPR活動に励んでいます。ご当地キャラクターチーム以前から活躍している「ルピノン」。これからも町民に見守られながら、さまざまな活動を行っていきます。

今回は、東ブロック(北海道・東北・関東)からご紹介します



次回募集は令和4年10月から開始

# 生命 医療 収入補償 保険のご案内

全国町村会は、町村等職員の厚生に資することを目的として、本会と生命保険会社で団体契約を結び、「任意生命保険」、「任意医療保険」、「任意収入補償保険」を実施しております。ぜひ、この機会にご加入をご検討ください。

## 『町村等職員だからこそ』受けられるメリットがあります

任意生命保険・任意医療保険・任意収入補償保険（共通）

### ○ 団体割引による低廉な保険料

「任意生命保険」申込保険金額1,000万円当たりの負担額（例）

任意生命保険		月払掛金	低廉な保険料	実質負担金額（※）
男性	22歳	1,180円	配当加味 ×83.5% (※)	985円
	30歳	1,180円		985円
	36歳	1,380円		1,152円
	41歳	1,730円		1,445円
女性	22歳	790円		660円
	30歳	790円		660円
	36歳	1,120円		935円
	41歳	1,310円		1,094円

(※) 月払掛金に直近3年間の平均配当還元率約16.5%を加味した概算金額です

#### 任意生命保険・任意医療保険

- 新型コロナウイルス感染症に対応
- 付帯サービス「N-コンシェルジュ」の魅力

#### 任意生命保険

- 最低保険金額200万円から加入可能
- ご加入キャンペーン特典

#### 任意収入補償保険

- ケガや病気で働けなくなった場合の収入を最大65歳まで長期に補償
- 精神障害も最長24カ月補償

#### 保障（補償）内容ご案内ムービー【各5分】



#### 制度内容・お申込み手続きに関するお問合せ先

生命 医療 0120-375-696 日本生命

収入補償 0120-500-826 あいおいニッセイ同和損保

※お問合せの際には、団体名「全国町村会」をお知らせください

〈受付時間〉月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00

随 想



随 想  
人生の  
ターニングポイント

やまもと はし もと しん いち  
宮城県山元町長 橋 元 伸 一

わがまち山元町は、宮城県の最東南端に位置し、東西約6km、南北約12km、面積64.58km<sup>2</sup>の小さな町です。国道6号、常磐自動車道、JR常磐線が通り、仙台空港まで約25km、仙台まで約40kmで、太平洋に面しており夏は涼しく、冬は温暖で雪の少ない、大変過ごしやすい仙台のベッドタウン的な地域です。

この桃源郷のような町で、私は11年前、未曾有の大災害に遭遇しました。2011年3月11日14時46分。そう、東日本大震災です。

当時私は、JR常磐線山下駅前で家族経営の食料品店と簡易郵便局を営んでいました。その日は、少し遅めの昼食を済ませた後、近所に配達に出かけました。玄關でお勘定をしていたその時です。突然これまでに経験したことのない激しい揺れに襲われました。何かに掴まっていけないと立っていられないのではなく、掴まっても立っていられない、近くに爆弾でも落ちたのではないかと思うくらい大きな揺れ、衝撃でした。そしてそれは、とてつもなく長く続いたように感じました。お客様の安全を確認し、挨拶もそこそこに慌てて店に戻ると、店内はありとあらゆるものが落下、散乱し大変なことになっていました。

しかし、この時点で私は、案外冷静というか、のんきというか、これまでになく大きな地震だとは感じていたものの、「とりあえず店を片付けなければ」くらいにしか考えていませんでした。そう、あのだす黒い海水が押し寄せてくるまでは。なぜそこまで切迫感がなかったかというと、いくつか要因が挙げられます。ひとつは直後に停電になり、店内に流れていたラジオが止まり、防災無線もよく聞こえず、大津波警報が発令されたことにまったく気づかなかったことです。もうひとつは、店舗と住まいが海岸から直線距離で約1.5km離れており、防潮堤や防風・防砂林があること、海と店の間にある目の前の常磐線も約2mの高い土手を築いた上に施設されていたことから、通常海は見えず、今回被災するまでこんなに海が近いとは思っていませんでした。そして、この環境ゆえに「何重にも備えがある」と勝手に思い込んでいたかもしれせん。極めつけは、40年前の宮城沖地

震です。この地震では、ブロック塀の下敷きになった方を中心に30人弱の方がお亡くなりになりました。しかし、この時はパシヤリとも津波は来なかったのです。あの時よりは、確実に揺れが激しかったのですが、それでも津波がここまで来ないだろうという油断があったのは確かです。

結局、地震発生から1時間後(これも正直こんなに経って来るとは思わなかった)、地を這うようにどす黒い泥水が流れてきたかと思うと、みるみる水位が上昇し、店舗や家屋を含め周囲はおよそ2メートルの高さまで海水に浸かりました。ほぼ同時に駆け出して避難した妻と長女は、3階建ての隣家の住人に救われましたが、私と父は流されてしまいました。私は父を抱えながら、浮いていた車のタイヤにしがみつきまわらけになりましたが、とにかく必死で傷には気づきませんでした。それよりも、前述のようにあまりの降らない山元町に、それも3月、なぜかあの日は雪が降ってきました。首まで海水に浸かった身体は徐々に感覚が失われ、年老いた父は私の腕の中で息を引き取りました。よく1分1秒を争うといいますが、1分なんてありません。同時に避難しようとした4人でこうして生死が分かれるのですから。各自自治体で避難訓練をなさると思いますが、ぜひこのことを強調して真剣に訓練に臨むように声かけて頂きたいと思えます。結果、私は命拾いをしたわけですが、津波が引いた後の惨状は筆舌に尽くしがたいものでした。辺り一面瓦礫に埋め尽くされ、中にはご遺体もありました。歩く道などありません。誰に言われたでもなく、重機を持つ有志が涙を流しながら懸命に正

に道を拓きました。日本中から警察、自衛隊、消防、ボランティアといった方々が駆けつけてくださり、寸暇を惜しんで復興のために汗を流してくださいました。また、原発の影響を恐れたのか、瓦礫の処分を受け入れが難しくなる中、反対の声を押し切って受け入れてくださった自治体もありました。私たちは決してこうした方々のご恩を忘れておりませんし、忘れてはいけません。

この紙面をお借り致しまして、物心両面で支えてくださった皆さま方に、改めて深くお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

この間、町は被災者の生活再建と生業の再生を最優先とし、震災復興計画に沿って新しいまちづくりを進めてきました。祖父が半世紀前町長ではあったものの、一商店主として政治にはさほど関心がなかった私ですが、被災者の1人として少しの間、まちづくりの役に立てないかとの思いが日に日に募り、2015年11月町議会議員となつて、この度2022年4月25日、第9代山元町長に選出させて頂きました。改めてこの重責に身の引き締まる思いでございます。

これまで11年積み重ねてきた復興の実績を検証し、町民に寄り添い、町民が希望を持ち、笑顔あふれる、誰一人として取り残さない町を目指して、さらなる20年、30年後を見据えたまちづくりを進めていくと肝に銘じております。津波に流されながら拾った命。果たすべき役割を託されたものと受け止め、職責を遂行してまいります。

今思えば東日本大震災が、私のターニングポイントでした。

# ハロウィン ジャンボ

ラッキー・ハロウィン!

# ハロウィン ジャンボ



# 5 億円

当せん  
の  
チャンス  
広がる

# 5 千万円

1等前後賞合わせて  
5,000万円  
1等3,000万円、  
前後賞各1,000万円

1等前後賞合わせて5億円  
1等3億円、前後賞各1億円



スマホやPCからの  
ネット購入は  
こちらから!

宝くじ公式サイト

<https://www.takarakuji-official.jp/>



この宝くじの収益金は  
市町村の明るいまちづくりや  
環境対策、高齢化対策など  
地域住民の福祉向上の  
ために使われます。



# 9月21日(水)

同時  
発売

各1枚 300円

一般財団法人 全国市町村振興協会

2022年 新市町村振興宝くじ

発売期間 9月21日(水)~10月21日(金) 抽せん日 10月28日(金)